

議案第 8号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改める。

第5条第1項第2号中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に改め、同項第2号の2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の2の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市福祉医療費助成条例第5条第1項の規定は、令和2年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳幼児、こどもに対する医療費助成の対象者を拡大し、また、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

【概要】

現行の支給制限（所得制限）を廃止し、医療費助成の対象者を拡大する。

	支給制限（所得制限）	
	現行	改正案
乳幼児 こども 福祉医療費	保護者又は扶養義務者の市民税 所得割額が 235,000 円以上ある ときは支給しない	保護者又は扶養義務者の市民税 所得割額の制限を廃止する

政策等の形成過程説明資料

令和2年3月定例会

議案等の件名	議案第8号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

現行の乳幼児こども医療費の無料化は、兵庫県の福祉医療費助成要綱を準用し、一部市の緩和策を導入しているものの、支給対象者の判定には、保護者または扶養義務者の、それぞれの市民税の所得割額が23万5千円未満という制限を設けているため、全てのこどもの医療費は無料となっていない。
無料化となっていない、子育て世帯から、特に乳幼児には医療費がかかり、負担が重いものとなっているため、所得制限の廃止を求める声があり、また、近隣市においても、所得制限の廃止が進み、地域差が見られることから、格差が広がらないよう、全ての子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童福祉の向上を図るため、現行の所得制限を廃止し、1歳から中学3年生までの医療費の自己負担額を完全無料化とするもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

近隣自治体において、先行して小野市、加古川市、市川町、福崎町が所得制限を廃止している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策21	安心できる子育て支援

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市福祉医療費助成条例施行規則(昭和63年加西市規則第3号)
加西市福祉医療費支給事務取扱要綱(昭和63年加西市訓令第9号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
10,262	0			10,262

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

所得制限を廃止する受給対象者 1歳から中学3年生まで
所得制限の対象で、受給資格のない(無料でない)乳幼児こども数 約280人(5.6%)
乳幼児等医療費助成費 4,794,000円 こども医療費助成費 3,942,000円
審査支払手数料 205,000円
初年度のみ、システム改修費 1,320,000円

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

所得制限を廃止することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援施策の拡充につながるとともに、子育て世代の定住促進や、出産の促進など、少子化対策の充実、さらには、乳幼児の健全な育成や児童福祉の向上に、大きな役割を果たすことが期待できる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	国保医療課	有・ 無